

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

東税第97号の2
令和 7年 12月 26日

岐阜県東濃県税事務所長



岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産の公売をするため、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条第1項(第99条第4項)の規定により公告します。

また、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第99条第1項の規定により見積価額を公告します。

公 売 財 産 見 積 価 額 公 売 保 証 金	売却 区分 番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額	
		名称、性質、所在、賃借権又は 地上権等の権利の内容、その他	数量			
	* * 別紙付表のとおり * *					円
公 売 方 法		期間入札				
公 売 日 時	公売参加 申込期間	令和8年1月8日 午後 1時00分 から 令和8年1月26日 午後 11時00分 まで				
	入札期間	令和8年2月2日 午後 1時00分 から 令和8年2月9日 午後 1時00分 まで				
公 売 場 所		「官公庁オークション」 https://kankocho.jp				
売 却 決 定		日時	令和8年3月2日 午前10時00分	場所	岐阜県東濃県税事務所	
代金納付期限		令和8年3月2日 午後2時30分 まで				
買受人についての 資格その他の要件		「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf				
そ の 他	「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf					
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を岐阜県東濃県税事務所長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、岐阜県東濃県税事務所に用意してあります。						

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

(滞納処分の根拠となる規定)

地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。

税 目	根拠規定	
	差押えの根拠	国税徴収法に規定する滞納処分の例による根拠
法人県民税	地方税法第68条第1項第1号	地方税法第68条第6項
県民税利子割	地方税法第71条の19第1項第1号	地方税法第71条の19第6項
県民税配当割	地方税法第71条の40第1項第1号	地方税法第71条の40第6項
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の60第1項第1号	地方税法第71条の60第6項
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の68第1項第1号	地方税法第72条の68第6項
不動産取得税	地方税法第73条の36第1項第1号	地方税法第73条の36第6項
県たばこ税	地方税法第74条の27第1項第1号	地方税法第74条の27第6項
ゴルフ場利用税	地方税法第94条第1項第1号	地方税法第94条第6項
自動車取得税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第6項
軽油引取税	地方税法第144条の51第1項第1号	地方税法第144条の51第6項
自動車税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第6項
鉾区税	地方税法第200条第1項第1号	地方税法第200条第6項
県固定資産税	地方税法第745条第1項において準用する同法第373条第1項第1号	地方税法第745条第1項において準用する同法第373条第7項
狩猟税	地方税法第700条の66第1項第1号	地方税法第700条の66第6項
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項	岐阜県乗鞍環境保全税条例第13条第2項
地方法人特別税	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
特別法人事業税	特別法人事業税及び法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税等に関する暫定措置法第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
自動車税環境性能割	地方税法第175条第1項第1号	地方税法第175条第6項
自動車税種別割	地方税法第177条の21第1項第1号	地方税法第177条の21第6項

売却番号	東F1
公売保証金	389,000 円
見積価額	3,893,000 円
基本情報	
登記簿の表示	土地 1 所在 恵那市大井町字舟山 地番 1120番115 地目 宅地 地積 339.91㎡ 所在 恵那市大井町字舟山 地番 1120番255 地目 宅地 地積 34.65㎡ 所在 恵那市大井町字舟山 地番 1120番284 地目 山林 地積 48㎡ 所在 恵那市大井町字舟山 地番 1120番285 地目 山林 地積 33㎡ 建物 2 所在 恵那市大井町字舟山1120番地115、1120番地2、1120番地255 家屋番号 1120番115 種類 旅館・居宅・車庫 構造 鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺3階建 床面積 1階 228.49平方メートル 2階 215.37平方メートル 3階 63.06平方メートル
所在地	登記簿の表示に同じ
現況	・公売対象財産は一体の土地建物で、おおむね北西向きの宅地である。 ・北西の国道19号線側道に接道(幅員約8.4m)。 ・2階の北西側の辺りに未登記の附属建物(給湯設備室)あり。 ・北東と南東は私有地に隣接。高低差あり。 ・北西と南西は舗装道路に面している。 ・令和7年3月まで営業していたが、給湯設備が壊れ修理費用がかかるため休業したと聞き取り。給湯設備を含め、設備等について動作確認はしていない。 ・1階廊下の天井に一部水漏れがあると聞き取り。
交通、最寄り駅など	・JR中央本線「恵那駅」の東方、直線距離で約2.0km ・明知鉄道「東野駅」の北方、直線距離で約0.8km
土地の情報	
土地面積	登記簿455.56㎡
土地権利、持分	所有権、100/100
地目	1 岐阜県恵那市大井町字舟山1120番115 登記簿:宅地、現況:宅地 2 岐阜県恵那市大井町字舟山1120番255 登記簿:宅地、現況:宅地 3 岐阜県恵那市大井町字舟山1120番284 登記簿:山林、現況:宅地 4 岐阜県恵那市大井町字舟山1120番285 登記簿:山林、現況:宅地
都市計画区分	非線引都市計画区域 (用途地域:第一種中高層住居専用地域)
建ぺい率	60%
容積率	200%

幅員、地勢など	・北西の国道19号線側道:幅員約8.4m ・地勢 傾斜あり ・標高:約330m
接面道路	・北西の国道19号線側道(幅員約8.4m)に接道している。
供給処理施設	・ガス プロパン ・上水道 引込済 ・下水道 公共下水道 ・電気 あり
その他土地に関する情報	・公売対象財産は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていません。
建物の情報	
延床面積	登記簿の表示に同じ
構造	登記簿の表示に同じ
建築年月	建築年月不詳 閉鎖謄本記載情報 ・所有権保存登記:昭和42年12月9日 全部事項証明書記載情報 ・原因及びその日付〔登記の日付〕昭和49年10月20日一部取毀、昭和49年10月20日附属建物1に分棟、昭和50年5月8日変更、増築
その他	未登記附属建物あり(給湯設備室)



注意事項

- ・公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、出品者(岐阜県)は関係書類を提供できません。
- ・公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめ現況等を確認してください。
- ・図面等は、現況と異なる場合があります。図面等と現況が異なる場合は現況を優先します。
- ・建物図面については、東濃県税事務所に備え付けてありますので、閲覧可能です。
- ・建物の詳細な内部状況調査、構造調査等を行っておりません。
- ・画像は、岐阜県職員がデジタルカメラで撮影したものです。撮影時の環境や、ご覧になるパソコンの環境により実際の色合いと異なることがあります。
- ・出品者は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うことになります。
- ・公売財産内に残置している動産等は売却財産に含まれませんが、現所有者より内部の残置物について買受人にて処分する同意を得ております。
- ・公売物件には、所有者や第三者の居住はありません。
- ・所有者から鍵は預かっていません。
- ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。
- ・敷地の埋設物、埋没物等の有無については確認を行っておりません。
- ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査を行っておりません。
- ・公売財産の種類または品質に関する不適合があっても、出品者(岐阜県)は担保責任を負いません。
- ・公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。
- ・執行機関(岐阜県)は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記にかかる登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担になります。
- ・消費税及び地方消費税については、混在財産である。(インボイスは交付しない)
- ・公売への参加申込みを希望する場合は、国税徴収法第99条の2の規定に基づく暴力団員等に該当しないこと等の「陳述書」を入札開始日の2開庁日前までに東濃県税事務所にご持参いただくか、郵送により送付(必着)してください。
- ・法令等の規定により公売手続を中止することがあります。
- ・公売財産に係る未納税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取消します(不動産等の最高価申込書等の決定後、売却決定前に公売の基となった未納税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取消します。)
- ・入札前に、購入を希望される場合は、必ず入札者ご自身において現地および諸規制について確認してください。
- ・伝達事項があります。入札予定の場合は、事前にお問い合わせください。